

提訴までの経緯

甲第 号証

- 1) H27.03.03 新生銀行八王子支店へ赴き、SBI証券へのグロソブの移管申請を申出。拒否される。
- 2) H27.03.17 新生銀行八王子支店長宛、文書による正式な回答を求める書状（甲第5号証）を送付。
- 3) H27.03.24 八王子支店長からの文書回答（甲第6号証）。
パワーフレックス規約集（甲第7号証）に従い、他社への移管はもちろん、他社からの移管も行っていないとの内容。
そこで、移管を実現させるため、斡旋・指導を求めて3つの機関（証券保管振替機構、証券・金融商品あっせん相談センター、金融庁・金融サービス利用者相談室）を次々に訪問（電話相談）することになった。
- 4) H27.03.27 証券保管振替機構（ほふり）に相談。「ほふり」には斡旋する役割・権限がないとの回答。その上で、相談機関としての「証券・金融商品あっせん相談センター」の存在を教示される。
- 5) H27.03.27 「証券・金融商品あっせん相談センター」に相談。相談員は、立ち所に新生銀行に問い合わせしてくれたが、「約款を盾に、どうにも応じてもらえなかった」（くわばら氏）。その上で、「金融庁・金融サービス利用者相談室」の存在を教示される。
- 6) H27.03.27 金融庁・金融サービス利用者相談室に問い合わせ。黒白の判断はしないが、新生銀行に対して、原告からかくかくしかじかの問い合わせ・相談内容があったことについては伝えるという（回答者、五関氏）。
- 7) H27.04.13 金融庁へ情報公開申し立て（事案が金融庁に正しく把握されているか、新生銀行がどのような回答をしたか、を確かめ、万一、新生銀行の振り替え拒否理由に正当性が認められたら、振替問題は新生銀行にて証券売却などの他の解決手段を取るため）。しかし、
- 8) H27.05.12 金融庁より、「新生銀行からの回答は保有せず」として、新生銀行とのやり取りについては非開示の回答。
- 9) H27.07.09 金融庁宛、新生銀行とのやり取りの情報公開、かつ回答不保持の理由を求めて異議申し立てを行う。（甲第8号証）
- 10) 27.09.18 金融庁より、上記異議申し立てを内閣府「情報公開・個人情報保護審査会事務局」に諮問したとの通知。
- 11) H28.04.22 諮問を受けた内閣府「情報公開・個人情報保護審査会事務局」より、「金融庁を支持する」との通知（但し、申立人の見解にはなんら論評もなく、金融庁見解を踏襲）。
*この結果により、本件を談合によって解決することを断念。
*グロソブをSBI証券へ移管するための訴訟を決意。
- 12) H28.04.25 電話にて新生銀行八王子支店長（伊藤博幸）にその意向（提訴）を連絡。移管申請に応じる場合には提訴しないと伝えたが、同支店長は応じることなく、当方が求める約款などの資料のみ送付してきた。（甲第9号証）
- 13) H29.01.13 最後通達の意味を兼ねて、新生銀行本店宛に振替手続申請書（甲第1号証）を書留便にて送付。回答無し。
- 14) H29.01.24 東京地方裁判所に提訴。